

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十二年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現 行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二十八条まで（現行のとおり） （地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限）</p> <p>第二十九条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 条例第七十六条第二項及び第三百三十四条第二項に規定する規則で定める揚水量は、一日当たりの揚水量が、最大で二十立方メートル以下であり、かつ、月平均で十立方メートル以下であることとする。ただし、次の各号に掲げる事業所の揚水施設における揚水量は、非常時において当該揚水施設の揚水可能量を上限とする。</p> <p>一 病院その他の医療施設</p> <p>一 社会福祉施設（通所のみにより利用されるものを除く。）</p> <p>第三十条から第八十二条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第二十九号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十八条まで（略） （地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第七十六条第二項及び第三百三十四条第二項に規定する規則で定める揚水量は、一日当たりの揚水量が、最大で二十立方メートル以下であり、かつ、月平均で十立方メートル以下であることとする。</p> <p>第三十条から第八十二条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第二十九号様式まで（略）</p>